

和泉市いじめ防止基本方針

平成 29 年 2 月 策定

令和 7 年 4 月 改訂

和泉市・和泉市教育委員会

目次

はじめに	1
I いじめの防止等のための基本的な方向	
1 いじめの定義	2
2 基本理念	3
(1) いじめは絶対に許されない	
(2) 対等で豊かな人間関係を築く	
(3) 地域社会全体で取り組む	
II いじめの防止等のための対策	
1 和泉市における体制整備	4
(1) 総合教育会議の開催	
(2) 和泉市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(3) 和泉市いじめ防止対策委員会の設置	
2 学校が実施する施策	5
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校基本方針の運用	
(3) いじめの防止等の対策のための組織の設置	
(4) いじめ防止等に関する取り組み	
学校いじめ対応図	7
3 教育委員会が実施する施策	8
(1) 学校への支援	
(2) 相談機関の整備と周知	
III 重大事態への対処	9
(1) 重大事態の報告	
(2) 総合教育会議の開催①	
(3) 調査の実施	
(4) 調査結果の報告及び提供	
(5) 総合教育会議の開催②	
(6) 市長による再調査等	
(7) 総合教育会議の開催③	
(8) 議会への報告	
重大事態発生時の対応フロー	12

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本市教育委員会では、いじめはどの児童生徒にもどの学校でも起こる可能性があるとの認識のもと、「いじめは絶対に許さない」という基本姿勢に立ち、未然防止、早期発見、早期対応の取組みをすすめるべく、「学校に対する指示事項」等に加えて、「いじめ対応研修」の実施を通じて、各学校に対し指導してきたところです。各学校においては、学校いじめ防止基本方針を策定し、学校内に「学校いじめ防止等対策委員会」を設置し、いじめの防止等について組織的に対応をしています。

『和泉市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）』は、「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、これまで教育委員会が示してきた事項を改めて確認・徹底するとともに、いじめの重大事態が発生した場合の学校・教育委員会・市における組織的な対応や家庭・地域・関係機関との連携等一層の取組みの強化を図るため、いじめの防止等のための基本的な方針として策定するものです。

I いじめの防止等のための基本的な方向

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法による定義

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（法第2条）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

2 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その児童生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは、全ての児童生徒に起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、児童生徒がお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大切です。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが必要です。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめの防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、家庭や地域での児童生徒の規範意識の養成をはじめ、地域協働によるいじめの防止等のための活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。また、そうした社会との関わりの中で児童生徒に自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切です。

Ⅱ いじめの防止等のための対策

1 和泉市における体制整備

(1) 総合教育会議の開催

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定（平成27年4月1日一部改正）に基づき、市長が設ける総合教育会議において、適宜、いじめの防止等の対策や児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について、協議・調整を行います。

(2) 和泉市いじめ問題対策連絡協議会の設置

○教育委員会は、法第14条第1項に基づき、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るため、「和泉市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置します。

○連絡協議会は、教育委員会、和泉市立学校の校長会、関係行政機関等により構成します。

○連絡協議会は、市基本方針に基づく取組みを効果的かつ円滑に推進するため、関係機関等相互の情報交換及び共有化を行います。

(3) 和泉市いじめ防止対策委員会の設置

○教育委員会は、法第14条第3項に基づき、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例により教育委員会の附属機関として「和泉市いじめ防止対策委員会（以下「市対策委員会」という。）」を設置します。

○市対策委員会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成します。

○市対策委員会は、市基本方針に基づく学校におけるいじめの防止の取組みについて審議を行います。

2 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

○法第13条に基づき、学校は、いじめの防止等に関する取組みの基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」として定めます。

○学校基本方針には、いじめの防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置、いじめの未然防止や早期発見の在り方、重大事態も含めたいじめの通報や相談があった場合の対処、当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言、いじめが起きた集団への働きかけ、ネット上のいじめへの対応などについて記載します。

○学校は、児童生徒一人ひとりが自己実現を果たすことができるような教育活動を進めるため、いじめの防止等の取組みについて学校教育計画に位置付け、示すこととしています。

(2) 学校基本方針の運用

○学校は、学校基本方針が実情に即してきちんと機能しているか、校内に設置する「いじめの防止等の対策のための組織」を中心に点検し、PDCAサイクルにより必要に応じて見直します。

○学校基本方針策定後、児童生徒、保護者に対していじめに対する考え方や取組みについて説明し、理解を得るとともに、Webページなどに掲載し周知します。

(3) いじめの防止等の対策のための組織の設置

○法第22条に基づき、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員で構成される「学校いじめ防止等対策委員会（以下「学校対策委員会」という。）」を置きます。

○内容に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理・福祉の専門的知識を有する者の参加も検討します。

(4) いじめの防止等に関する取組み

①いじめの未然防止

学校は、いじめがどの児童生徒にも起こりうることから、児童生徒一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによるいじめを許さない集団づくりを進め、クラス集団や自主活動の集団における信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育んでいくための取組みを学校教育活動のすべてにおいて取り組んでいます。

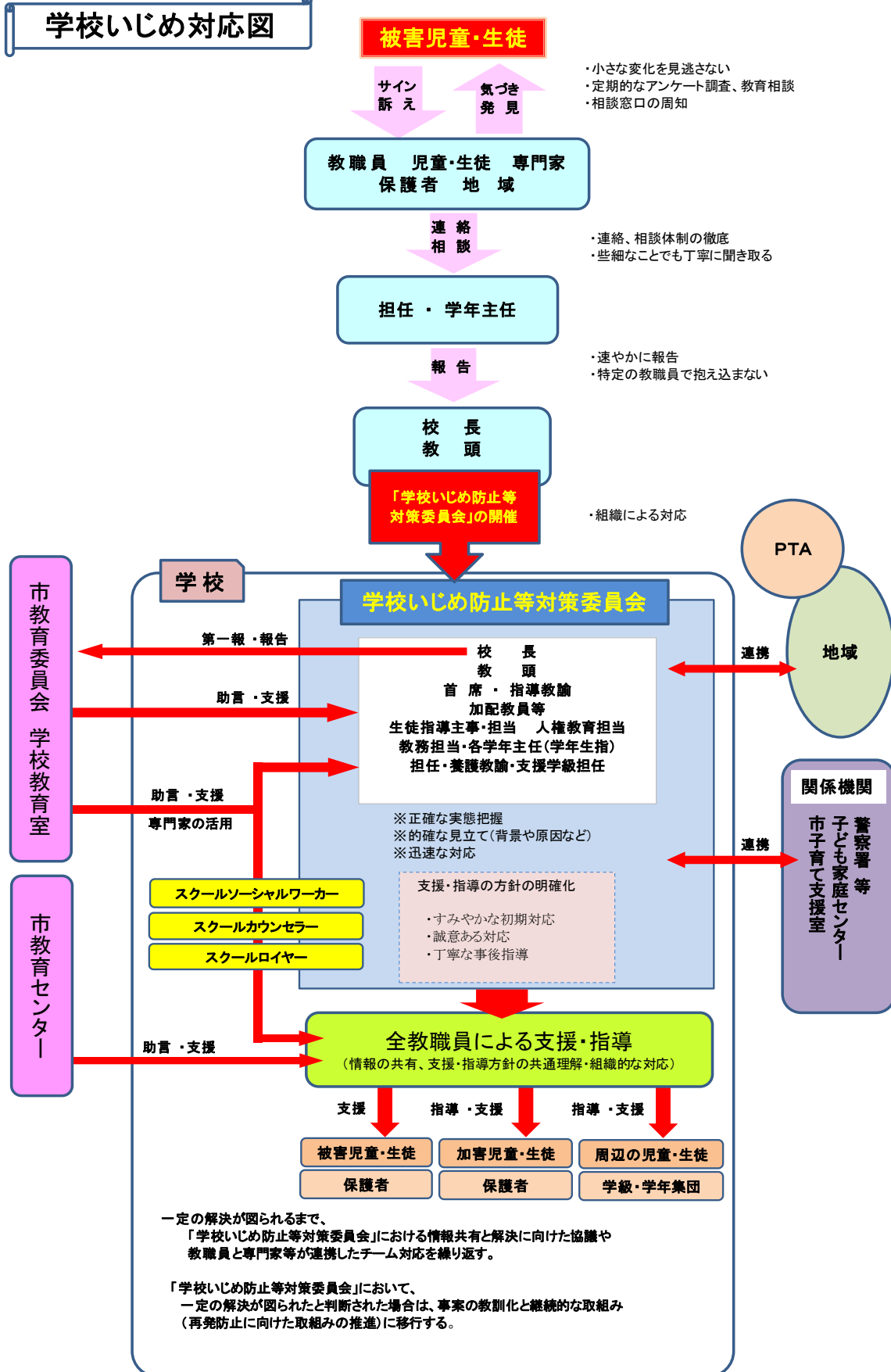
②いじめの早期発見

学校は、いじめが他人の気が付かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、判断しにくい形で行われることを認識し、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないように努めます。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。

③いじめへの対処

いじめ（あるいは、いじめの可能性）の発見・通報が確認された場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校対策委員会に報告し、学校長の責任において、いじめの解決に向けて組織的に対応を行います。学校は、被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関等と連携を図りつつ対応にあたります。

学校いじめ対応図



3 教育委員会が実施する施策

(1) 学校への支援

①学校の取組みに対する指導等

教育委員会は、学校における学校基本方針の策定や体制の確立、及びいじめ防止の取組みの推進等に関して、指導・助言するとともに、必要な情報提供を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用について指導・助言を行うとともに、いじめの防止等にかかる教育相談や年間計画に沿った学校の取組みを支援します。

そのほか、いじめ事象が発生した際、必要に応じて指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、社会福祉士等の専門家を派遣し、学校のいじめへの対応を支援します。

②教員の資質向上

いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、いじめ問題に関する研修を充実させ、教員の資質能力の向上を図ります。

(2) 相談機関の整備と周知

①教育相談の実施

教育委員会は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備として、教育センターに「いじめ相談ホットライン」を開設し、電話相談や来所による相談、メール相談を行います。

②相談窓口の広報

教育委員会のホームページや児童生徒及び保護者への配付文書等において、教育センターの教育相談をはじめとして、大阪府教育センターにおける教育相談（子ども向けの「すこやかホットライン」、保護者向けの「さわやかホットライン」）や被害者救済システム「子ども家庭相談室」、チャイルドライン等を広報します。

Ⅲ 重大事態への対処

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

- 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要である。

(1) 重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に事態発生について報告を行います。また、児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして同様に報告を行います。

(2) 総合教育会議の開催①

- 市長は、総合教育会議を開催し、重大事態にかかる情報の共有を図るほか、今後の対応方針について協議を行います。

(3) 調査の実施

- 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体を判断します。

・学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「学校対策委員会」が調査を行います。

教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

・教育委員会が主体となって調査を行う場合

全ての調査委員が第三者で構成された、教育委員会の附属機関である「市いじめ問題調査委員会」が調査を行います。教育委員会は、必要な事務局機能を担います。

※学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合、事案の経緯や特性等を踏まえ、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高い場合には、「市いじめ問題調査委員会」が調査を行います。

(4) 調査結果の報告及び提供

- 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。その際、調査結果を市長に報告する際に、いじめを受けた児童生徒や保護者からの所見書を併せて市長へ提出することが可能であることを説明します。
- 調査結果の説明は、基本的には調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭により説明する方法により行います。
- 説明の結果、調査報告書に対して、いじめを受けた児童生徒や保護者と事前に確認した調査事項に調査漏れがある場合や調査中に新たに調査すべき事項が出てきた場合などは、当該児童生徒や保護者の意向を確認した上で、学校又は教育委員会が追加で調査を行う場合があります。
- 学校又は教育委員会は、いじめを行った児童生徒やその保護者に対しても、調査報告書の内容について説明します。
- 学校が主体となって調査を実施した場合は、教育委員会を通じて市長に報告します。また、教育委員会が主体となった場合も、教育委員会が、市長に報告します。また、いじめを受けた児童生徒や保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明します。

(5) 総合教育会議の開催②

- 市長は、総合教育会議を開催し、学校及び教育委員会による調査の結果や重大事態へのこれまでの対応について検証を行います。

○再調査を行わない場合は、再発防止策等について協議を行います。

(6) 調査報告書の公表

○調査報告書の公表については、「いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドライン（以下「公表ガイドライン」という。）」に基づき、教育委員会が公表の有無を決定します。また、公表を行うこととした場合、公表の仕方及び内容についても、「公表ガイドライン」に基づき、公表します。

(7) 市長による再調査等

○（４）の調査結果の報告を受けた市長は、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があるかどうか、総合的に判断を行い、必要であると認めるときには、法３０条第２項に基づき、再調査を行います。

○再調査は、公平性・中立性を図るため、当該重大事態の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成した「和泉市いじめ問題再調査委員会」を設置して行います。

○いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時、適切な方法で、再調査の進捗状況及び結果を説明します。

(8) 総合教育会議の開催③

○市長は、総合教育会議を開催し、いじめ問題再調査委員会の再調査結果を踏まえ、再発防止策等について協議を行います。

○市長と教育委員会は、自らの権限と責任において、当該重大事態への対処や再発防止等に必要な措置を講じます。

(9) 議会への報告

○市長は、再調査を行ったときは、法第３０条第３項に基づき、その結果を市議会に報告します。

○報告については、個々のプライバシーに対して十分配慮します。

重大事態発生時の対応フロー

